

2009年以降のRB車両の取扱いについて

[公示No.2009-068]

RB車両（2002年ラリー車両規定に従って製作したラリー車両）によるラリー競技会への参加は、本年以降、ラリー競技開催規定第8条本規定の特例を適用し、下記条件により認められることとなっておりますので、改めてお知らせいたします。

なお、RB車両が参加する競技会については、JAFスポーツカレンダー登録申請書ならびにJAF公認競技会組織許可申請書に「RB」の車両記号を記入してください。

参加が認められる条件（下記条件をすべて満たしていること）

1. 2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録された車両であること。
2. FIA/JAF公認車両またはJAF登録車両であること。
3. 選手権以外の競技会については、オーガナイザーが特別規則書に規定することにより、改造範囲をさらに制限することができる。
4. 安全に関わる項目の変更または追加が指示された場合は、これに従うこと。

(⇒「Y字」タイプの安全ベルトは2009年1月1日から使用が認められないため、削除しています)

参加する競技会	2009年	2010年以降
全日本選手権	不可	不可
地方選手権	不可	不可
選手権以外	可 2002年登録まで 公認・登録車両 (追加安全項目)	可 2002年登録まで 公認・登録車両 (追加安全項目)

第1条 総則

自動車登録番号標または車両番号標を有する車両で、運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し、公道を走行するにたりの条件を満たしていること。

第2条 競技に出場する際のクラス区分

気筒容積別クラスについては第1編レース車両規定の第3章1.9)に従うこと。

過給装置付エンジンはもとの排気量の1.7倍、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.0倍のクラスとみなす。

第3条 燃料

市販の無鉛燃料以外を使用しないこと。

第4条 エンジンおよび補機

4.1) エンジン

当初の自動車検査証の原動機の型式欄に記載されている「記号および数字」の異なる原動機と交換しないこと。

4.2) 総排気量

自動車製造者が当該型式原動機の補修用として設定しているオーバーサイズピストンの使用を除き、変更しないこと。

4.3) オイルクーラーおよびインタークーラー

配管を含み車体から突出しないこと。

4.4) ブローバイガス還元装置

取り外さないこと。

4.5) マフラーおよび排気管

変更、交換の有無に拘らず下記の規定を満たすこと。なお、オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することにより、音量を規制することができる（マフラーおよび排気管の変更について制限することを含む）。

- ①排気管は左向きまたは右向きに開口していないこと。
- ②触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O2センサー、二次空気導入装置等が当初の通り取り付けられていること。

③遮熱板等の熱害対策装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられ、損傷または脱落がないこと。

4.6) 排出ガス

当該車両の基準値を超えないこと。

ガソリンを燃料とする4サイクルエンジンの排出ガスに含まれるCO、HCの最大基準値は、暖気運転後アイドリング状態においてCO:1%（軽自動車は2%）、HC300ppm（軽自動車は500ppm）である。ただし、下記の車両（▲1）については、最大基準値をCO:4.5%、HC:1200ppmとすることができる。

▲1:1999年8月31日（輸入自動車にあっては2000年3月31日）以前に製作された自動車。ただし、輸入自動車以外の自動車で、平成10年アイドリング規制に適合したものを除く。

4.7) バッテリー

ボディアースされていない側の端子は絶縁カバー等で覆われていること。

第5条 シャシー

5.1) 全高

当該自動車製造者発行のカatalog等の主要諸元一覧表の高さから±4cmの範囲を超えないこと。

5.2) スプリング

- ①数は変更しないこと。
- ②溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。
- ③ばねの端部がブラケットから離脱しない（遊びがない）こと。

5.3) タイヤおよびホイール

- ①タイヤおよびホイールは、JATMA YEAR BOOK（日本自動車タイヤ協会規格）に記載されているもの、またはこれと同等なものとする。
- ②スパイクタイヤは使用しないこと。
- ③タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- ④タイヤおよびホイールは、フェンダーからはみ出さないこと。
- ⑤タイヤは加工しないこと。
- ⑥ホイールスペーサーは使用しないこと。
- ⑦オーガナイザーは当該競技会特別規則に規定することにより、使用できるタイヤの種類を規制することができる。

5.4) 駆動方式

メーカーラインオフ状態の駆動方式を維持しなければならない。

第6条 座席

変更する場合は下記の規定を満たさなければならない。

- ①座席の幅×奥行は400×400mm以上確保すること。
- ②座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井までの距離は800mm以上確保すること。
- ③座席および当該座席の取り付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものでなければならない。
- ④座席の後面部分（ヘッドレストを含む）は、衝突等で当該座席の後席乗員の頭部等が当たった場合に衝撃を吸収することができる構造でなければならない。
- ⑤追突等の衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置（ヘッドレスト）を備えるか、または座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

第7条 ロールバー

装着する場合は、下記の規定に従うこと。

- ①ロールバーを取り付けた状態における乗車装置は、座席面上で座席前端より200mmの点から背もたれに平行な天井（ロールバーが頭部付近にある場合はロールバー）までの

距離が800mm以上であること。

- ②乗員の頭部等を保護するため、頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆われていること。
- ③乗員が接触する恐れのあるロールバーは、半径3.2mm未満の角部を有さないものであること。
- ④ロールバーを取り付けることにより、前方視界およびバックミラーによる視界を妨げるものでないこと。
- ⑤ロールバーを取り付けることにより乗員の乗降を妨げるものでないこと。

なお、ロールバーの取り付けにより後部乗員のための室内高の確保および乗降口等の確保ができない場合には、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続を行うこと。

第8条 安全ベルト

4点式安全ベルト等（フック式、固定式）を追加装備する場合、安全ベルトは、ワンタッチ式フルハーネスタイプとし、日本、ECE、米国いずれかの安全ベルトに関する規則、法規に適合し、かつ「第5編付則安全ベルトに関する指導要項」および下記条件に従うこと。

なお、安全ベルトの「Y」タイプは4点式とみなす。
⇒2009年1月1日から使用が禁止されております。

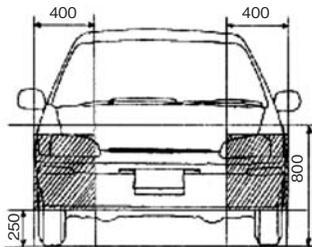
- ①既設の3点式安全ベルトを変更することなく、4点式安全ベルト等に取り付けられているフックを用い容易に安全ベルト取り付け装置に着脱できる構造の4点式安全ベルト等を追加装備すること。
- ②4点式安全ベルトは競技走行中のみ装着することが許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルト（3点式）を装着すること。
- ③競技中に4点式ベルトを装着する場合には、乗車定員は2名とすること。

上記①に適合する方法により4点式安全ベルト等を追加装備し、②および③の使用法とする場合には、自動車の構造等変更検査の対象とならないが、後部乗員の乗車確保ができない場合には、各陸運支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと。

第9条 前部霧灯

追加、変更のためやむを得ずバンパー等を切除する場合は、必要最小限の範囲にとどめること。また前部霧灯の取り付け、取り外しに伴う全長の変化は、自動車検査証の長さ欄に記載されている数値から±3cmの範囲でなければならない。また、いかなる場合も下記の基準を満たしていなければならない。

- ①同時に3個以上点灯する構造のものでないこと。
- ②照射光線は他の交通を妨げないものであること。ただし、③および④に示す取り付け位置以外に前部霧灯が取り付けられている場合は、下記の眩惑防止基準（▲2）が適用されるものとする。
- ③照明部の上縁の高さが地上0.8m以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。
- ④照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。



(図1)

- ⑤灯光の色は白色または淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
- ⑥前部霧灯は左右同数であり（前部霧灯を1個備える場合を除く）、かつ前面が左右対称である自動車に備えるものに

あつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

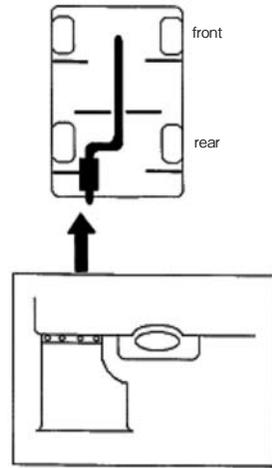
- ⑦取り付け部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。

▲2:

- 1. 光度は1万カンデラ以下であること。
- 2. 照射光線の主光軸が前方40mから先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。
- 3. 照射光線の主光軸は下向きであること。
- 4. 照射光線の主光軸は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。

第10条 その他

- ①内容量1個が1.5kg以上の乾性の化学消火器または、それと同等以上の能力を有する消火器を助手席座席の前端部の床面に速やかに操作できる状態で確実に取り付けること。
- ②マッドガードを取り付ける場合は、排気管等に干渉しないこと。



(図2)

- ③車体まわり関係の自動車部品を装着する場合、車体外側表面部位は外側に向けて先端が尖っていたり、鋭い部分がないこと。